

『大隈侯八十五年史』編纂過程とその特質

真 辺 将 之

はじめに

近代日本の第一線で活躍した政治家には、関係者を含む特定の編纂組織によって編纂・刊行された「正伝」とも称すべき浩瀚な伝記が作成されていることが多い。これら浩瀚な伝記は、近代史研究において、典拠史料としてしばしば用いられる。しかしながら、注意を要すべき点は、これら伝記が、いわゆる一次史料ではなく「編纂物」であるということ、それも関係者の手になる編纂物であり、単なる伝記的事実の解明だけではなく、対象人物の「顕彰」を目的に併せもっていることが多いことである。また関係者による編纂であるということは、当然その利害関係が叙述に影響する可能性もある。さらに、編纂当時の史料状況や研究状況によっても根本的な制約を受けている。今知られている例でも、例えば『松菊木戸公伝』には詩に改竄がほどこされていることが指摘されているし、^①

『伊藤博文伝』にも史料の年代比定等に杜撰な部分があることが指摘され、^② また『岩倉公実記』は、一九〇六（明治三九）年の二冊本から、一九二七（昭和二）年の三冊本へと改められるに際して削除改訂がなされていると指摘されている。^③ つまりこれら伝記史料を研究に用いる際には十分な史料批判が必要なのである。

一口に伝記、あるいは正伝といっても、史料引用の多寡、叙述の体裁や文体、また編纂された時期など、その内容は多種多様である。したがって、これらの伝記の特質を知り史料批判を行うためには、まずはそれぞれの伝記がいかなる経緯で編纂されたものなのかという伝記の来歴と、それに基づく伝記の個性を明らかにする必要がある。しかし、これまで伝記史料については、「解題」的な範囲を出る本格的な検討は、ほとんどなされてこなかった。近年『岩倉公実記』に関する上野秀治氏の研究や、^④ 『稿本井上馨伝』に関する下重直樹氏の研究など、^⑤ こうした伝記編纂事業の解明を行うものが出始めており、また政治家個人の伝記の範疇を越える国家的修史事業で

あるとはいえ、『明治天皇紀』の編纂過程に関する研究も進展を見せてきている。今後、こうした編纂過程に関する研究が、他の伝記類に関しても蓄積されていくならば、政治家の伝記を史料として用いる場合の史料批判の方法論の確立にもつながっていくことであるう。

本稿は、以上の問題意識のもと、大隈重信の「正伝」的位置にある『大隈侯八十五年史』（以下『八十五年史』と記載）の編纂過程を検討しようとするものである。『八十五年史』がどのように編纂され、それがどのような性格を持つものであるのか、ということについては、これまで全く検討がなされたことがない。にもかかわらず、大隈重信研究はいうまでもなく、より広い政治史研究や経済史研究一般のなかでも、無批判にその叙述が典拠として用いられているのをしばしば目にする。本稿では、『八十五年史』編纂過程を、主に早稲田大学図書館に所蔵されている市島謙吉旧蔵の日記・手記をもとにして明らかにすることによって、同書を典拠史料として用いる際に必要な史料批判を行うための第一歩としたい。

一 編纂事業の開始

『八十五年史』の編纂過程については後に市島謙吉がまとめた『大隈侯伝記編纂要録』⁷⁾が存在するが、これは網羅的なものではなく、一九二三年四月までで記述が終わっており、編纂過程の全てを

知りうるものではない。また現在、『八十五年史』の稿本は管見の限り残されておらず、原稿から刊行に至るまでの変化を追うことも難しい。しかし、前述の『編纂要録』に加え、市島の日記や手記には関連する記述が散見され、それを拾い上げることによって、ある程度編纂の経過と、そこでの編集方針を窺うことは可能である。

『八十五年史』第一巻の高田早苗の序文によれば、『八十五年史』編纂の提案は「〔大隈の〕薨去後間もなく同人間に起つた」と⁸⁾とされているが、市島の日記によれば、実際には伝記編纂の動きは、大隈が没する前からはじまっている。大隈の病状が深刻化していた一九二一年一月一三日、市島は、早稲田大学校友で当時学校や関連企業の運営に深く関わっていた種村宗八、広井一、森脇美樹に対して、大隈侯伝記編纂会に関する計画を披露、翌日には高田早苗を訪問して伝記編纂について協議し、まず材料蒐集をはじめること、大学の維持員会に提出し経費を支出することを決定、また大隈信常に伝記材料蒐集の諒解を取っている。⁹⁾翌一九二二年一月一〇日に大隈は死去するが、一月二二日、市島は高田早苗と協議し、伝記編纂事業を「学校の事業とせず唯此学校のこれに参加すべきを維持員会にて決定を要す」との結論に至っている。¹⁰⁾

これほど急いで編纂事業を開始した理由について、市島はのちに「老侯の同僚或は友人、それ等の人々の多くは既に多く歿してあるので、今存してゐる先輩は幾人もない。其僅かに残つてゐる人も皆高寿の人であるから、何うしても生きてゐる材料を得るには、之等の

人によらねばなら」ないという理由からであったと述べている。⁽¹²⁾このことから、当初から関係者による聞き書きを多く利用する方針であったことが窺える。

一九二二年一月二七日、早稲田大学維持員会に編纂会組織案の大意が示され、その後さらに市島は組織案を練り、二月二八日、大隈死去後の五十日祭に際して正式に組織案が発表されるに至った。⁽¹³⁾この時、会長として元宮内大臣で佐賀出身の波多野敬直が推薦され、就任の承諾を得ている。⁽¹⁴⁾ただし波多野は約半年後の一九二二年八月二九日に没してしまい、後任会長は補されなかった。

三月四日、大隈邸に大隈家相談役の会合があるに際し、市島立案の編纂会規定ならびに予算案について協議が行われた。席上、町田忠治より、編纂主任として矢野文雄を執筆者とする提案があったが、市島の記するところによれば「これは矢野を買冠りたる説にて矢野は老侯の晩年を知らず、且つ財政外交教育社会等に渉る老侯を描し得べきにもあらざれば寧ろ筆者は若いものと云ふ論に傾き」、かといって一人で全部を書ける適任者もいないため、各方面に伝記を分けてそれぞれの部分に執筆者を割り当てるという方針に定まった。⁽¹⁵⁾確かに矢野は大隈の晩年を知らないかもしれないが、それでもその前半生を良く知っているという意味では、「若いもの」よりも適任であると考えられることも可能はずであり、ここで「若いもの」を適任とした背景には、市島が編纂の主導権を握りたいという意図もあつたのではないか。またこの日の会合では、総務委員に武富時敏、

矢野文雄、箕浦勝人、高田早苗、市島謙吉、町田忠治、塩沢昌貞が、編纂委員に浮田和民、中野礼四郎が、また財務委員に増田義一、頼母木桂吉、坂本嘉治馬、森脇美樹が、会計監督に内藤久寛、原富太郎、藤山雷太が推薦された。総務委員は編纂委員と財務委員を統括する役割であつたが、武富時敏より特に市島に主任総務として編纂業務を統括するようにとの提起があり、市島は許諾、以下編集の実務については市島が中心となつて統括することとなつた。⁽¹⁶⁾

発刊後、「此伝記の編纂に終始当つた人は、早稲田から生れた高須芳次郎氏である」とされたが、実際に事業の開始当初から伝記編纂委員（執筆者）として任命されていたのは高須ではなく相馬由也であつた。⁽¹⁷⁾相馬は、早稲田大学出身で、大隈が主宰していた雑誌『新日本』『大観』の記者をつとめて大隈をよく知っており、『大隈侯論集』（一九二二年）や『早稲田清話』（一九二二年）などの大隈の著述の編集にも携わつていた。

三月二三日には、市島の委嘱を受けて松平康国が執筆した「大隈重信侯伝編纂趣旨」が完成、印刷に附されて頒布されることとなつた。⁽¹⁸⁾この趣意書は、大隈を「我国に於て人材の最も盛んなる時代は唯だ明治維新の際を然りとす就中龐然たる大物を求むれば故大隈侯を推さざるを得ず侯は寿を享くること八十五歳其生涯は幕末より大正に亘り或は出でて朝に立ち或は退きて野に処り政治家たり財政家たり外交家たり思想家たり教育家たり文化の宣伝者たり民衆の指導者たり大理想を以て大力量を運し大胆識を以て大活機を捉へ汪々た

る神智落々たる懷抱千古を凌ぎ一世を動かし其施設せし所は世界の進運に応じ其提唱せし所は人心の趨勢に先立ち閱歴久しくして關係広く其功績は国家社会有ゆる方面に及び真に身を以て新日本を代表するものと謂ふべし」というように、全体として大隈を「偉人」として持ちあげようとする姿勢が顕著であるが、その上で「侯の伝記は単に個人の歴史たるに止まらずして明治の時代史なり憲法史なり新日本の創世史なり文明史なり」として、大隈個人の伝記を超えた意義を有するものであるとの主張をも行なっている。ただ、後述するように、実際の伝記においては、こうした個人の伝記の範囲を超えるような叙述は排除されていくことになる。また「生ける材料に至つては一たび埋滅に帰せんか復た之を獲るに由なし故に其存在中に事実を蒐輯せざれば噬臍の悔を免れざるべし是れ編纂の一日も緩くすべからざる所以なり」という文章にも、同時代人の聞き取りを重視して編纂を早く開始したという意図が窺える。また「侯の伝記は政治家たると学者たると一般国民たるとを問はず必ず知らざるべからざるものなり」として、単に学者や歴史家のためではなく、幅広く国民に向けて刊行しようという意図が存在することが窺える。ただしこの趣意書の文体はかなり硬い文章であり、完成した『八十五年史』と比べると落差を感じさせるものがあるが、この点についてはまた後に触れる。

三月二五日、編纂委員に高須芳次郎を加えることが決定される。²³高須は梅溪の号を持ち、早稲田大学文学部出身、文学を専門とする

人物であり、ちょうどこの頃、市島の著書『大隈侯一言一行』の談話筆記・編集を担当していた。

編纂資金は、当初早稲田大学からは独立した事業として募金によつて賄う方針で、完成した伝記は非売品とする方針であり、前述の趣意書も募金のために用意されたものであった。²⁴そして仮事務所も早稲田大学とは別組織である文明協会事務所に置かれた。²⁵ところがその後高田早苗から、早稲田大学においても大隈侯記念事業として大学資金の募金活動を予定しており相互に妨げがあるので、むしろ早稲田大学から必要資金を供給することとし、また完成した伝記を販売して刊行費用を償うようにしてはどうかとの打診があり、三月三十一日の委員総会においてこれが委員に諮られた。その結果、当初の募集金額六万円のうち、既に見込みが立ち早稲田大学の募金に干渉する恐れがない一万二千元のみを募金に仰ぎ、後は早大からの資金供給と、販売による収益とで賄う方針が決定された。²⁶その後、四月一〇日に早稲田大学学長塩沢昌貞、早稲田大学出版部長高田早苗、富山房坂本嘉治馬、実業之日本社増田義一、大隈重信侯爵伝記編纂会代表者市島謙吉の五者間に覚書が交わされ、この早大からの資金供給分のうち出版費を除く四万二千元については、当面早稲田大学出版部と富山房、実業之日本社の三社で分担立替することが決定された。²⁷

以上の協定の結果、編纂事業は早稲田大学に従属する形となった。そしてこの方針転換にともない、四月五日、当初文明協会事務所

(市島旧宅)に置かれていた編輯所が早大出版部楼上に移され、出版部より「薪炭電話茶其他雜費」として毎月三〇円が支給されることとなった。⁽²⁸⁾とはいえ、もともと編纂関係者には早稲田大学に關係する者が多かったうえ、市島がそれを総括していた以上、早稲田大学との關係は当初より深かったたのであり、またこうした資金供給の結果として大学から会に対し何らかの指導や圧力が加えられた形跡もない。むしろ重要な変化は、早稲田大学との關係よりも、当初非売品として想定されていた伝記が商品化されることになったことである。このことは叙述の方法に大きな制約をもたらすことになる。つまり多くの読者を獲得する必要上、内容の通俗化が必須となったのである。なお、この販売方針が決定された三月三十一日の委員会で「大隈侯伝編纂汎例」も審議されているが、ここでは文体は「文章的口語」とすること、あまり細にわたり微に入る叙述よりも、要点をまとめた簡明な読みやすい伝記を作ろうという意図が受け取れる。また冒頭に総叙(総説)を置いて全生涯を概観するという、読みやすさを考えた配列が考慮されている。⁽²⁹⁾

二 編纂方針の策定

以上のように編纂体制が整い、いよいよ史料調査と執筆が開始されることになる。三年間という短い期限内で刊行までこぎつけるといふ計画であったため、最初に史料を集めることに専念するのではな

く、初期段階では史料収集に力を入れつつも、執筆もかなり早い段階から開始されることになっていた。前述したように、実際の執筆に当たることになったのは相馬由也と高須芳次郎の二名であり、それを市島と中野礼四郎の二人が監修するという手順になっていたが、相馬・高須も、それを監修する市島・中野も、文筆家ではあっても歴史学者ではなく、この人選の時点で、編纂される伝記の性格がある程度規定されていたということができるかもしれない。

前述したように三月三十一日の委員会で、各巻首の総説と六期の時期区分で叙述されることが決定されていたが、これはその前に三月二〇日、相馬由也が、(1) 中央出仕時代迄、(2) 明治十四年の政変迄、(3) 明治二十二年遭難迄、(4) 明治三十一年隈板内閣迄、(5) 大正五年大隈内閣崩壊迄、(6) 最後の世界改造時代という、六期の時期区分の提案を行ったことに基づくものであった。⁽³⁰⁾この分類は結局『八十五年史』完成まで守られることになる。それぞれ『八十五年史』の、(1) 第一巻第一編、(2) 第一巻第二、四編、(3) 第二巻第五編、(4) 第二巻第六編、(5) 第二巻第七編、第八編と第三巻第九編、(6) 第三巻第一〇編に当たると考えられる。

また一九二二年三月二四日、事務所での会議にて「侯ノ経歴中最モ闡明ヲ要スルモノ、誤解ヲ解クベキモノ、功罪顛倒ヲ弁明スベキモノ、不明ナルモノ等ヲ相馬執筆ニテ条列シ、之レヲ材料蒐集ノ目標トナス」ことが決定されている。⁽³¹⁾すなわち、史料収集に先だって、大隈の「最も闡明を要するもの」「功罪顛倒の弁明」という方針が

立てられていることに注意する必要がある。史料をもとに記述するというより、叙述方針に従った史料収集がなされることになっているのである。

ではその方針とは何か。『大隈侯伝記編纂要録』一九二二年三月二五日の記述の次に張り込まれている印刷物がそれに当るものと考えられる。そこには「時勢の変化と共に侯の意見も変化せり然れども常に時勢に一方先つて進化せることを詳記する事」「民衆を指導教習して国家の進運を計りしこと」「財政上日本国家の基礎を強固にせんが為め努力せられしこと」「我国を欧米諸国と対当(つら)の地位に進めんが為めに渾身の勇を鼓して奮闘せられし事」「社会の大勢を説き侯が常に一方他よりも進歩せる意見を有し其実現に努力せしことを記述すること」と五項目が掲げられ、それぞれの項目に具体例が五〜七項目ずつ列記されているものである。³²⁾ 以上の方針からは、大隈の功績を顕彰するという色彩が非常に濃いことを窺えるだろう。

五月九日には相馬由也が立案した「編纂の方針」が採用されることとなる。³³⁾ そこでは、編纂のスケジュールが立てられるとともに、「編輯事務は主として力を材料の蒐集に注ぎ、執筆は成る可く一人の手にて委ねて侯に対する理解の貫通を期すべ」きことが主張され、止むなく複数で分担する場合は以下の方針に注意を払う必要があるとの主張がなされている。

一、中央出仕前に於ける侯の諸活動中に潜在する一貫せる精神を描出する事(第一期)

二、侯の努力に依りて成る公私の文明的諸施設にして動もすれば他人の功業中に誤り数へられ、其不續の埋没し易き者を明にすること

三、国会即開意見に関して侯の野心の疑はれ居る点を明にすること

四、北海道開拓使庁私下問題の真相を明にすること(以上二期)

五、侯は政党を去つて后、昇位授爵せられ、次て閥族内閣に入りて台閣に立てる内情を明にすること

六、二十二年侯の立案に成る条約改正案の利害得失果して如何なるかを明にすること(以上三期)³⁴⁾

七、何故に再び閥族と提携して松方内閣の一員たりしかの事情を明にする事

八、板隈内閣崩壊の責任は何人に帰すべきかを明にする事(以上四期)

九、大浦事件と侯との干係を明にすること

十、対支二十一ヶ条は果して大隈内閣の失敗なるや否やを侯の人類の意識及支那国民性観を基礎とせる対支意見を十分理解せる眼を以て批判し之を明にすること

十一、宗社党運動の真相と侯との干係を明にすること(以上五期)

十二、侯が労資問題、社会組織問題扱ては世界永久平和問題、国防問題より婦人問題に至る迄如何なる一貫的見解と理想

とを有したりやを明にし、其遺策として留めたる教化的国家論及東西洋文明調和論等を一般に紹介する事（以上六期）

ここにもまた大隈の顕彰あるいは弁明という方針があらわれている。また相馬が一人で執筆するのが最も良いと主張しているのは、相馬自身が、高須の執筆への参加を快く思わず、執筆を一手に担いたいと考えていたことが背景にあった。⁽³⁴⁾しかし実際には、総説、第一期、第二期を相馬が、第三期～第六期を高須が執筆することに定められることになる。⁽³⁵⁾担当部分は高須の方が多いとはいえ、特に参議時代から明治一四年政変を扱う第二期は伝記の最も中核に位置する部分と考えられ、相馬が特にこの時点で軽んじられていたわけではない。なお、一九二三年四月九日、市島は中野礼四郎、森脇美樹と相談の上で、執筆者として西村真次を加えることを内決している⁽³⁶⁾が、断られたのか、実現はしていない。

なお、一九二二年一月、高須芳次郎が「大隈侯伝記編纂私案及び主要目的」を提出している。⁽³⁷⁾これが提出された経緯や、編纂委員会での議論は不明だが、高須はこのなかで、大隈の伝記としては勿論のこと、ひとつの「明治文化史」としての意味をもつような叙述をしたいとの意向を示している。日本・支那・西洋の三つに分かれた壮大な年表を作ることを想定するなど、かなりの大きな構想であった。しかし費用や年月の点で実現は難しく、また後述するように、市島自身が、大隈に的を絞った、簡潔な読みやすい記述を求め

ていたことから、この提案は却下されたのではないかと考えられる。

三、史料調査の方法

次に史料調査について見てみたい。市島が最も力を入れて進めたのが、大隈家に所蔵されていた文書の調査である。これについては市島謙吉の日記・手記に細かい記述があり、現在早稲田大学図書館に所蔵されている文書群の原秩序を窺えるような記述もあるのだが、それについては紙幅の都合もあり、別の機会に詳述したいと考えている。

調査の発端となったのは、大隈没後、綾子夫人から、大隈家所蔵の文書類について「散逸して世間に流布することを恐れ」、⁽³⁸⁾焼却処分したい旨の相談があったことである。市島はそれを押しとどめて、伝記編纂の材料として整理・調査することを申し出て許可を得、三月六日から整理・調査に着手した。⁽³⁹⁾しかし市島の日記・手記での記述を見ると、「此の反故調の目的は一は整理にあれとも余の目的は整理中に老侯の伝の材料を得んとするにあり」というように、文書整理そのものよりも、伝記編纂の材料を蒐集したいという意図の方が強かったようである。したがって、時間をかけて整理するのではなく、未整理の状態の大量の文書をごく短期間に調査せざるをえず、所蔵文書すべてを調査するには至らなかった。

本来であれば、まずはすべての史料を整理点検し、史料相互の関

係なども把握したうえで、どの史料が重要であるか、どの史料が伝記に利用できるかが判断されるのが筋であるが、はじめから短時日に伝記材料を得ようとする方針を取ったため、いきおい、維新の元勳などのビッグネームの史料が中心の対象とならざるをえなかった。

また整理の最中に「各函に混入しある書翰以外の反故印刷物などを検索して別置したり、此の勿ねぬけたる書類は大抵不要物にて数時間の検出にて大なる柳行李三個を満したり」というように、原秩序が破壊され、書翰附録の印刷物なども、書翰から切り離されてバラバラにされてしまう結果となったことには留意しておく必要がある。現在みず書房から刊行されている『大隈重信関係文書』の編纂作業でも、もともと一緒であったはずの書翰と書類が分離されている例が多数あり、編纂に際してそれを結び付ける作業に多大な時間を要する形になっている。

伝記の材料蒐集のための調査は、一九二二年七月一〇日、第一〇回目の調査をもって、大体の取調べを終了したが、以後文書の保存のため、「凡そ三等に書簡を別ち、甲、乙、丙の内甲は装漢卷子となすべきものは唯た筐に納めて保存すべきものは必らずしも保存を要せざるもの」に分別する作業が続けられることとなったが、この分類調査は八月二日までにひとまず終了したようである。⁽⁴³⁾ 現在早稲田大学図書館所蔵の大隈文書のうち、卷子仕立てになっているものが多数あるが、これはこの時に重要とみなされ「甲」に分類され卷子に仕立てられたものであることがわかる。この整理保存作業

のなかで、大隈家保管時の史料の原秩序はほとんど失われたと考えられる。なお、この分類に際して市島は、本来卷子として保存すべきものに西園寺公望や桂太郎のものも含まれるべきだが、「これ等は比較的近年の往復書類中にあれども、いまだその部類に調査の手届かず、成巻の場合迄には加ふべき予定なり」と記しており、一応調査終了としながらも、実際には「比較的近年の書類」についてはいまだ手つかずになっていたことがわかる。これは『八十五年史』における「比較的近年」すなわち明治後期以降の記述にも影響していることと考えられる。

なお、大隈邸史料調査の途次、市島は「岩倉公の書面流石に重要事に渉るもの多し、遺憾なるは寄せられた本人にあらされは弁し兼ねる事少からず、これ全体書簡の特徴也」と記しているが、一〇回程の史料調査で済ませたことからわかるように、一読して内容のわかるもののみが收拾され、意味の分からないものを、他の史料と照らし合わせて意味を探り、新たな事実を掘り起こすというような作業は行われていないことがわかる。またこの作業の最大の問題点は、文書が秘密に属する内容を含む可能性があるということから、調査の作業を市島が行い、執筆者たる相馬・高須は、筆写されたものの閲読を許されるのみであったということである。後に相馬は次のように批判している。

直接編輯者たる私達の机上には筆工の手を経た写しのみが送られたが、読み違ひ、誤写等の多いのみならず、本文と副書とが

離れ〜になり、年代違ひの者が一所に誤り綴ぢられたりして
意態が分らない。又封中の手紙のみが裸に剥き出されて居るの
で年月の検出も容易でなく、無駄な時間を其為に如何程費消さ
せられたか知れぬ。更に最も遺憾に思つたのは、彼等が幾行李
かの驚くべき沢山の手紙を、僅少の時間内にチヨコ〜と出掛
けて、選択した事だけを想うても、其選択の不十分を察知させ
るに足るのみならず、其選択標準が、差出人が知名の人物で、
而かも其内容が珍奇といふ点にのみあつたといふから、以て物
語体伝記の資料たるには十分であらうが、純正史学的研究の為
にする資料としては足らざる事甚だ大なるものがあつた。純正
史学的見地からすれば、無味乾燥の断片にも端なく或年月に於
ける或る者の居処を確知するに役立ち、それが一大疑問解決の
鍵となる事も珍しくない。又無名の下僚若しくは奴僕の寸楮に
も、或る重大事件の秘話が語られて居る事も少くない。実際の
編輯者が自ら選択の任に加はれば、平生求めて得られず⁽⁴⁷⁾。得ら
れざるに悩んで居たものに行当つて、道無きに道を発見し、大
歓喜を發するといふが如き場合も決して少くないのである。⁽⁴⁸⁾

なおこの時市島によつて筆写された原稿は、その後清書されて
『大隈家収蔵文書』一〇冊として市島家に保管され、その後、他の
市島春城資料とともに早稲田大学図書館に寄贈された。⁽⁴⁷⁾ また著名な
政治家の書翰については、『八十五年史』別冊として『風雲偉観』
(早稲田大学、一九二六年)と題するアルバム仕立てにして刊行さ

れた。またこれより先、一九二二年、報知新聞社の新築落成を記念
した『風雲感会』と題する卷子形式の複製写真版も出版された。

大隈家所蔵文書以外の史料としては、岩倉具視、木戸孝允、大久
保利通の日記をはじめとする関係史料や、佐佐木高行日記も調査し
ていることが市島の日記・手記や、『八十五年史』の叙述からわか
る。また当時明治天皇紀編纂に従事していた渡辺幾治郎を通じて、
宮内省所蔵の史料や明治天皇紀編纂のために集めた史料も入手して
いる。⁽⁴⁸⁾ さらに外務省・大蔵省の公文書も調査し、特に大蔵省の調査
は相馬由也が直接大蔵省に出頭して財政史料を集め、「大蔵省にあ
る山なす書類を調べることは事実上不可能であらうと予期したが案
外係りの役人が材料供給に熱心であるために大隈侯に關係ある書類
を選び出してあつて余り無駄な時間を費すことなく取調べ得るのは
何寄りだ、重に財政計画に関する正確なる資料を得んとするのだが、
いろ〜思ひも寄らぬものも出ると云ふてゐる、官舎廃止論が大隈
侯に主張建議されたことなど伝はらぬ事実である、折角の建議も採
用されなかつたからであらう」と市島が記している。また一九二二
年四月、中野礼四郎は鍋島家の記録を調査して履歴関連史料を収集
してもいる。⁽⁴⁹⁾ しかしその一方で、伊藤博文、井上馨、山県有朋など、
大隈と同輩のレベルに属するような政治家の關係文書については、
市島の手記・日記にほとんど記述がない。明治一四年政変以前の記
述が最も重視されていたことや、それら政治家は存命かまたは没後
まだ時間の経過が浅かつたため、史料へのアクセスに難があつたこ

となどが背景にあらう。⁽⁵²⁾

一九二三年四月段階での「経過報告要領」⁽⁵³⁾によれば、「材料蒐集ノ方針ハ徒ラニ多々ヲ貪ラス特ニ必要ナルモノヲ蒐ム多クハ編輯者自ラ人ヲ訪問して質問スルノ方法ニ拠ル故ニ費用ヲ多ク省キ得たり」と記されているように、文書史料よりも重視されたのが、聞き

取りであった。そもそも伝記編纂を早期に開始したもので、こうした聞き取りの機会を逸することを危惧したからであった。しかしいったい誰に聞き取りを行ったのかについては、それを示すリストが残されておらずわからない。また聞き取りがどのような質問によって行われたのかについても、速記録が残されていないために、市島の記録にある断片的な記述から窺うほかない。参考になるのが、一九二二年七月四日に、大隈の下で中国人との通訳を担当していた青柳篤恒を招いて話を聞いた際の市島の記述である。市島は「袁世凱の帝業に対し候は初めは黙々として放任するか如く後に反対を表し終に打破したるにつき世間疑惑を招くものあり此間の消息につき青柳の語るを聞くに」云々と書き出しており、大隈の弁明という目的のもとに設問がなされている様子を窺える。なおこの青柳の談話と同趣旨の記述が『大隈侯八十五年史』第三卷三三五―三五一頁の記述にあるが、青柳談話が出典であることは明記されていない。また市島は青柳の談話として、大隈が孫文からの革命支援要請を断り、そのことを大隈が青柳を通じて陸宗輿に内報したために、陸から袁にそれが伝わり、結果上海の新聞にその事実が記載されて物議を醸し、

加藤外相が大隈に激怒したという顛末を筆記した上で、「侯の此挙は頗る疑あり、〔中略〕何故軽々に此大事を漏らしたるものか」と大隈に批判的な言を記している。しかし、この件に関しては『八十五年史』には一切記載がない。聞き取りがどのように利用されたかを物語る一例であらう。

聞き取り史料には多くの危うさが潜んでいることはいうまでもない。だが歴史的事跡のすべてが文字史料として残っているわけではない以上、生存者のいるうちに話を多くの人々に聞き、消え去ろうとする事実を伝記の中に記録しようとしたこと自体は評価できるかもしれない。しかしその場合、後世の歴史家の立場からするならば、本文中に出典を明記することは必須である。しかし『八十五年史』においては、記述の出典が明記されていない箇所が多数にのぼり、また第二次大隈内閣期など伝記の後半生の部分に関しては「ある大官は」「ある参政官は」「枢機に与つた人の語るところ」など、名前をぼかして聞き取りを利用している部分も間々みられる。歴史として客観化できるほどの時間が経過していないこともあって名前を出せない事情もあつたことは理解できる。しかしそれならせめて、当面は非公開であっても、談話筆記を何らかの形で残しておくべきだっただろう。こうした歴史家的視点の欠如は、編纂に歴史家が一人も編纂に参加していないことの問題点が露呈したものであることができるかもしれない。

なお、史料の用い方について一つ述べておきたいのは、史料の引

用に改竄が加えられているらしき部分があることである。『八十五年史』第三卷の七六九〜七七二頁にかけて掲載されている大隈綾子の紀行日記がそれである。これについて市島は「文も和歌もおもしろからざる所あり、今一応の加筆を要すとなし、けふ会津八一へ草稿を回付し、其の直しを請ふ」と記している⁽⁵⁶⁾。原本が残存していないため確認できないが、会津八一による改竄を加えた上で伝記に掲載されたことであろう。その他の部分に関しても、こうした修正が施されていないとは断言できず、原典にまでさかのぼって検証する必要があるだろう。

またもう一点指摘しておくべき点として、編纂に新聞史料が多用されたらしきことが挙げられる。例えば、高須執筆の大隈遭難に関する記述を読んだ市島は、「此等の事は当時の新聞に載つてゐるのだが、矢張新聞紙は大なる材料で閑却することを許さぬ⁽⁵⁷⁾」と書いており、『八十五年史』の当該部分の記述が新聞記事に基づくものであることがわかる。しかし、明治期の新聞が噂の類まで事実として報道することが間々あり、史料としては危険な性格のものであることは今日では周知の事実であろうし、市島も同時代を生きた人間としてそれは当然わかっていたはずである。だが、『八十五年史』の当該部分にはその出典が明記されておらず、新聞記事に基づくものなのか、それとも側近者の談話によるものなのかすら示されていない。後世の読み手が、新聞史料に基づいた記述のため危険であると判断すらできない状況になってしまっているのである。

四 市島 of 原稿批判とそれへの反撥

以上のような方針で調査と執筆とがすすめられ、原稿は遅れがちであったものの、それでも一九二四年二月一二日の段階で、四月末までには最後の第六期を除きたい初校脱稿の見込みがつくところまでこぎつけた⁽⁵⁸⁾。しかし、出来あがった原稿を市島が読んでみると、高須の原稿については「読むて見ると意外によく出来てゐるので先づ安心した」ものの、相馬の原稿は「冗漫に流れて老侯に關係のない背景が余りに多く描かれ大斧鉞を加へる必要がある」ものであった⁽⁵⁹⁾。市島によれば、相馬の叙述は、「背景余りに長く読者を倦ましむるのみならず一個人の伝の体を得ざる」ものであり、また「文体を高須のと統一する必要あり相馬のは口述体として熟せざるところあり往々文章体の所あり例へば「…とて」とあるなどは不可なり、漢文的形容も取捨を要する所あり」というように文体にも問題があると考えられた。またその後、八月二五日、高須執筆の「第九篇十二冊」を読んだ市島は感想「大体読むて冗漫の感をなす」「文章冗漫なるが故に侯の言説寧ろ長きに過ぎ節略要を得ざるに在り殊に衆議院の速記を其儘全部を載するは読者をして倦ましむ、共に大いに節略を要す」「侯の議會に於て応答の相手となりたる議員の名ことき必要あるに似たれども明記を欲せず」「侯の即位大典に臨みたる記事の前提に侯と皇室との關係を叙したるは余りに詳且つ細に過

く⁽⁶⁰⁾」などといった批評を連ねている。以上の相馬・高須の原稿への感想からは、市島が、煩雑・冗長な記述を厭う傾向にあることがわかるだろう。記述の細かい出典がいちいち明記されていないことや、史料の翻刻・引用などがあまり多くないという『八十五年史』の特色も、こうした市島の方針に基づくものであったと考えられる。

その後、高須は市島の指示通りに原稿を修正していったようだが、相馬については全く使い物にならず、原稿はすべて修正を要すると判断され、八月二五日の会合で、いったん相馬、高須両者の嘱を解き、改めて相馬の原稿を改作に従事させるために高須一人を雇うという方針が決定される⁽⁶¹⁾。なお、この処置に怒った相馬は、のち、市島と高須を名指しで攻撃する文章を雑誌『日本及日本人』に発表することになる⁽⁶²⁾。

以上のような市島の方針に対しては、相馬だけでなく、総務委員からも意見が出されることになる。すなわち、一九二五年二月、武富時敏より、伝記につきクレームがあり、各章冒頭の「総説」を省略し、伝記は「稿本」として発刊すべきだとの意見が出されたのである⁽⁶³⁾。この日の武富と市島の会談は「長時間談話」と書かれており、相当いろいろな注文が出たようである。「その不満の根本は主として文体にあり、次きには事実の如何にもある」と市島が記すように、文体が通俗的に過ぎ、また事実の追求においても足りない部分が多いというクレームであったようである⁽⁶⁴⁾。

結局、同月一六日の顧問会で、矢野、高田、犬養が市島と武富の

間を調停し、さらに充分修正を行うという方針を取ることとなった。実際に刊行された『八十五年史』では、総説は各省冒頭ではなく各頭冒頭に掲げられるのみと変更されている。また同月二三日には、森脇美樹を通じて、矢野文雄からも伝記に対する不満が伝えられており、内容に不満を持つのは武富だけではなかったようである⁽⁶⁵⁾。この後、伝記編纂に関して関係者との会合が頻繁に重ねられており、三月七日の会合は「大隈侯伝記の行悩に付協議」と記されるなど、相当難しい状態に追い込まれていたようである。しかし、結局、早稲田大学とともに資金を提出していた富山房の坂本嘉治馬と実業之日本社の増田義一が、編集のやり直しといってもこれ以上資金を出すことは出来ない⁽⁶⁶⁾と騒ぎだしたことから、この騒動もようやくおさまりがついたようである。三月二八日、高田早苗が坂本嘉治馬、増田義一とともに矢野、武富を訪問し、「一時面倒を生したること漸やく解決を見る」と記されている⁽⁶⁷⁾。

一九二五年七月末日、相馬の原稿を高須が書き直した第二編について、市島は「相馬の初稿に較べると筋かよく通り文章もよく、亦無駄な引事⁽⁶⁸⁾がなく優かに立優つてゐるが、財政に関する第二章は問題が問題だけに乾燥に流れている、これには更に一工夫を要する、征韓の役の問題に就ては〔中略〕老侯も板挟みとなつて頗る困惑したに相違ないが、併し大体余り侯の為に回護の筆を揮はすうなつける様に出来てゐるが、尚幾許材料の補足を要する様に思はる、十四年政変に至る発端から事の爆発までの参照は筆者が全力を集注した

丈に侯の冤を解き拍案快哉を叫ばしむるものがある」と記している。⁽²⁰⁾ 大隈を弁護しすぎることを避けるべきとしつつ、一四年の政変に關しては「冤を解き」「快哉」とあるように、露骨でない筆致でありながらも顕彰という当初の目的は堅持していることがわかる。

前述した市島・高須批判の文章において相馬は、相馬が「純正史学的研究を重んじた」のに対し市島は「物語体伝記を書かせ様とした」ことが問題であると主張していた。また相馬は、大隈の憲法意見書について、

此奏議だけは 大隈侯伝であるだけに是非全文を載せたい量見であつたものを、其処に附箋があつて、全文を引用する必要はない。要点のみを取つて短くせよとある。又此時の大隈侯の挂冠は、薩長參議の故無き包圍攻撃によつて余儀なくされたもので、其内面を暴露することは畏くも先帝陛下の御聰明を顕彰し奉り併せて故侯の冤名を洗雪する所以と信じて力を其描写に用ひたのに対し、其処にも附箋して事實は左様でもあらうが、左様に露骨に書いては先帝の御聰明を害し奉る恐がある。少し筆路を晦渋せよといった風の注意が記されて居る。

と述べている。史料引用の煩雜を市島が嫌っていたのは前述の通りである。また露骨に大隈を称えることにも否定的であつた。市島が相馬原稿に対して、本筋と関係のないことを書き過ぎていると批判していたことは先にみたが、それも相馬にしてみれば、「史学的研究」の一環として政治史の背景を叙述することが必要であると考へ

ていたことによるのであろう。また叙述の文体についても、市島が読みやすさを重視したのに対して、相馬はやや硬くとも「顕彰」にふさわしい、莊嚴な文章を心がけようとしたようである。先に松平康国執筆の編纂会趣意書の文体が『八十五年史』に比べ硬いことを指摘したが、松平がその後『八十五年史』の文章修正にもほとんど関与していないのも、市島がこうした松平の文章を嫌悪したからであつたようである。⁽²¹⁾

以上のような反撥を受けながらも、結局市島の編纂方針は貫徹され、一九二六年一二月に、『八十五年史』は無事三冊ならびに附録の刊行を完了した。しかし武富時敏が第一巻の序に「大隈の」真面目を画き出す事は、此伝記編纂者の地位からは、到底企て及ぶ所でない。「侯の真面目を画き出すことは後の史家に待つも已むを得ぬ次第だろう」とさりげなく批判的な文章を掲げ、あろうことか市島の親友高田早苗もまた、わざわざその武富の批判的言葉を序に引いた上で、あくまで本書は一般読者に向けた書であり、侯の真面目を伝えることが目的ではない、としているように、同時代においてすら、『八十五年史』は問題の多い伝記として認識されていたのである。

おわりに

以上本稿では、市島謙吉の日記・手記をもとに、『大隈侯八十五

年史』の編纂過程を検討してきた。以上の検討の結果をまとめれば、『大隈侯八十五年史』は、当初より大隈の顕彰を目的として史料調査と編纂がすすめられ、かつ編纂期限も限られていたことなどから、幾多の問題点を有する史料調査の手法が採られたこと、また市島自身の方針に加え、非売品から販売品へと変更されたこともあって、叙述が簡潔にされて細部が省かれ、また史料引用や出典の明記なども最小限に抑えられたこと、大隈の顕彰という方針は当初から明確に打ち出されており、露骨な大隈礼賛こそ否定されたものの、基本的に大隈を弁護するという方針は堅持され、聞き取りのなかで出てきた大隈にとってマイナスとなるような材料も伝記のなかに記述されていけないこと、などを指摘した。

本稿の検討から明らかのように、『大隈侯八十五年史』は、平易な文体で「多数の人々に読ましむるを目的とする」⁽²⁾ことを最優先しており、後世の歴史家にむけてというよりも、当時の国民に向けて書かれた伝記であると言うべきであろう。当時の国民に向けて、大隈の顕彰を行うという点に、もっとも大きな使命があったのである。その意味で、歴史研究の史料として用いるには、客観性・信憑性において、甚だ危うい要素をはらんでいることは間違いない。実はこうした性格は、相馬や武富のみならず、市島自身も自覚しており、「材料採集の不足、選択鑑別の疎漏もあり、考察の正鵠を失へるも多いであらう」「侯の伝記の大成は之を後日に待つべきもの」と記しているのである。⁽³⁾

以上の編纂経過の検討をふまえて、本来は次の段階として、実際に『八十五年史』の本文に則して、その史料批判を行っていく手順へと進まなくてはならないであろう。しかし、本稿の紙幅は既に尽きたため、一旦ここで筆を置き、『八十五年史』の内容に関する具体的な批判については、別の機会に行うこととしたいと考えている。

註

- (1) 坂根義久校注『青木周蔵自伝』（平凡社、一九七〇年）六四頁。
- (2) 早稲田大学文学部所蔵深谷博治旧蔵文書中の深谷博治による書き込みに基づく。
- (3) 大久保利謙「岩倉公実記解題」(『岩倉公実記』下巻、原書房、一九六八年)。
- (4) 上野秀治「『岩倉公実記』編纂過程の研究(上)」(『皇学館史学』二〇、二〇〇五年一月)。また前記大久保利謙氏の解題も、『岩倉公実記』の編纂過程を明らかにした先駆的業績といえる。
- (5) 下重直樹「『稿本井上馨伝』編纂事業についての基礎的考察―伝記史料の史料学的検討から―」(『近代史料研究』七、二〇〇七年一〇月)。三井文庫および東京大学経済学部図書館に所蔵されている伝記編纂史料を検討し、その編纂事業が井上馨や三井家にとって有していた同時代的意義について論じている。なお下重氏が検討している『稿本井上馨伝』は井上在世中に進められた編纂事業で、『世外井上公伝』とは直接的関係は有してはいない。
- (6) 堀口修「明治天皇紀」編修と金子堅太郎」(『日本歴史』一六六一、二〇〇三年六月)、同「臨時帝室編修局史料「明治天皇紀」談話記録集成」について(堀口編「臨時帝室編修局史料「明治天皇紀」談話記録集成」九、ゆまに書房、二〇〇三年)、同「明治天皇紀編修と近現代の歴史学」(『明

- 治聖徳紀念学会紀要』四三、二〇〇六年二月)、岩壁義光「近代の編纂事業と写本」、『法政史学』五八、二〇〇二年九月)、真辺将之「内大臣府文書(明治天皇御手許書類)に関する基礎的研究」、『近代史料研究』九、二〇〇九年一〇月)など。
- (7) 早稲田大学中央図書館古典籍資料室所蔵イ四一九一九・七六三。なお、以下市島の手記・日記はすべて同室所蔵のため、請求記号のみ掲載する。
- (8) 『大隈侯八十五年史』第一卷(一九二六年二月)序四六頁。
- (9) 『双魚堂日誌』大正十年十月以降大正十一年(イ四一九一五八三)。
- (10) 『双魚堂日誌』大正十年十月以降大正十一年。
- (11) 『双魚堂日誌』大正十年十月以降大正十一年。
- (12) 市島謙吉「大隈侯八十五年史の発刊に際して」、『早稲田学報』三八二、一九二六年二月)。
- (13) 『双魚堂日誌』大正十年十月以降大正十一年。
- (14) 『双魚堂日誌』大正十一年二月以降(イ四一九一五八四)。
- (15) 『大隈侯伝記編纂要録』。
- (16) イ四一九一九一三四二。
- (17) 『大隈侯伝記編纂要録』、『壬戌漫録一』(イ四一九一九一三四二)。
- (18) 『壬戌漫録一』。
- (19) 『大隈侯伝記編纂要録』、『双魚堂日誌』大正十一年二月以降(イ四一九一九一五八四)。ただしこれらの人物が実際に各委員を引き受けたかは不明。特に編纂委員として挙げられている浮田和民はその後編纂委員会に出席している様子が見られず、引き受けなかったらしい。なおその後、これから常任委員の他に顧問・評議員の職が設置された(『大隈侯伝記編纂要録』)。
- (20) 市島謙吉「大隈侯八十五年史の発刊に際して」、『早稲田学報』三八二、一九二六年二月)。
- (21) 『大隈侯伝記編纂要録』。
- (22) 『大隈侯伝記編纂要録』。
- (23) 『大隈侯伝記編纂要録』。
- (24) 『大隈侯伝記編纂要録』。
- (25) 『双魚堂日誌』大正十一年二月以降(三月二〇日の記述。なお文明協会事務所は市島の旧宅でもある)。
- (26) 『大隈侯伝記編纂要録』。
- (27) 『大隈侯伝記編纂要録』。
- (28) 『大隈侯伝記編纂要録』。
- (29) 『大隈侯伝記編纂要録』。
- (30) 『大隈侯伝記編纂要録』。
- (31) 『大隈侯伝記編纂要録』。
- (32) 『大隈侯伝記編纂要録』。
- (33) 『大隈侯伝記編纂要録』。
- (34) 相馬由也「大隈侯八十五年史」編纂の内面暴露(『日本及日本人』二一五、一九二七年一月)。
- (35) 『大隈侯伝記編纂要録』。
- (36) 『双魚堂日誌』大正十二年一月以降(イ四一九一九一五八二)。
- (37) 『大隈侯伝記編纂要録』。
- (38) 『大隈家収蔵文書』一における市島の序(リ五一五八八〇―)。
- (39) 『大隈侯伝記編纂要録』。
- (40) 『壬戌漫録一』三月七日の記述。
- (41) 『壬戌漫録一』三月七日の記述。
- (42) 『壬戌漫録四』(イ四一九一九一三四五)。
- (43) 『壬戌漫録五』(イ四一九一九一三四六)。
- (44) 『壬戌漫録五』八月二日の記述。
- (45) 『壬戌漫録二』(イ四一九一九一三四三)。
- (46) 相馬由也「大隈侯八十五年史」編纂の内面暴露。
- (47) 早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵リ五一五八八〇。なお市島はこの時の調査について「北越新報」「報知新聞」に書翰の紹介記事を掲載し、

また『文明協会講演集』に「大隈侯家書翰調」を掲載、「太陽」に掲載した「書翰礼賛」においても大隈家所蔵書翰の紹介を行なっている（『太陽』三一・一〇・一二、一九二五年八月・一〇月）。

- (48) 『双魚堂日誌 大正十二年一月以降』一九二三年四月二日、『小精廬日誌 大正三年二月以降至同年八月末日』（イ四―一九一九―九五九〇）一九二四年四月一九日の記述、『小精雑識 三』（イ四―一九一九―三六二）一九二四年四月一四日の記述。

- (49) 一九二二年四月二四日附大蔵大臣秘書官津島寿一より波多野敬直宛通知（イ一四―A五四〇三）、一九二三年四月七日附田中外務次官より市島謙吉宛通知（イ一四―A五四〇五）。

- (50) 『小精廬雑載 七』（イ四―一九一九―三五五）一九二三年七月二四日の記述。

- (51) 『壬戌漫録 二』四月二六日の記述。

- (52) なお相馬由也『大隈侯八十五年史』編纂の内面暴露」には、資金の關係上、市島が外部史料の調査に消極的であったとの記述がある。

- (53) 『大隈侯伝記編纂要録』。

- (54) 『壬戌漫録 四』。なお、記事の執筆日は同史料には「六月四日」と記されているが誤りである。

- (55) 『壬戌漫録 四』。

- (56) 『小精雑識 七』（イ四―一九一九―三六五）一九二四年九月二日の記述。

- (57) 『小精廬雑載 七』。

- (58) 『小精雑識 二』（イ四―一九一九―三六〇）。

- (59) 『小精雑識 二』。

- (60) 『小精雑識 七』。

- (61) 『小精雑識 七』。

- (62) 相馬由也『大隈侯八十五年史』編纂の内面暴露」。なお高須はこれに対し毛利甲二の筆名で弁駁書の草稿を執筆しようだが（『小精廬日誌 大正十五年三月至大正十五年七月』（イ四―一九一九―五九六）一九二七年一

月一〇日の記述）、それが実際に公表されたのか否かは不明である。

- (63) 『小精廬日誌 大正十四年一月以降至同年五月末日』（イ四―一九一九―五九三）二月八日の記述。

- (64) 『日間瑣録 六』（イ四―一九一九―三七四）。一九二五年七月末日の記述。

- (65) 『小精廬日誌 大正十四年一月以降至同年五月末日』。

- (66) 『小精廬日誌 大正十四年一月以降至同年五月末日』。

- (67) 『小精廬日誌 大正十四年一月以降至同年五月末日』。

- (68) 相馬由也『大隈侯八十五年史』編纂の内面暴露』。

- (69) 『小精廬日誌 大正十四年一月以降至同年五月末日』。

- (70) 『日間瑣録 六』。

- (71) 相馬由也『大隈侯八十五年史』編纂の内面暴露』。

- (72) 『大隈侯八十五年史』第一巻高田早苗序、五一頁。

- (73) 『大隈侯八十五年史編纂始末』（大隈侯八十五年史）第一巻）序六二頁。